

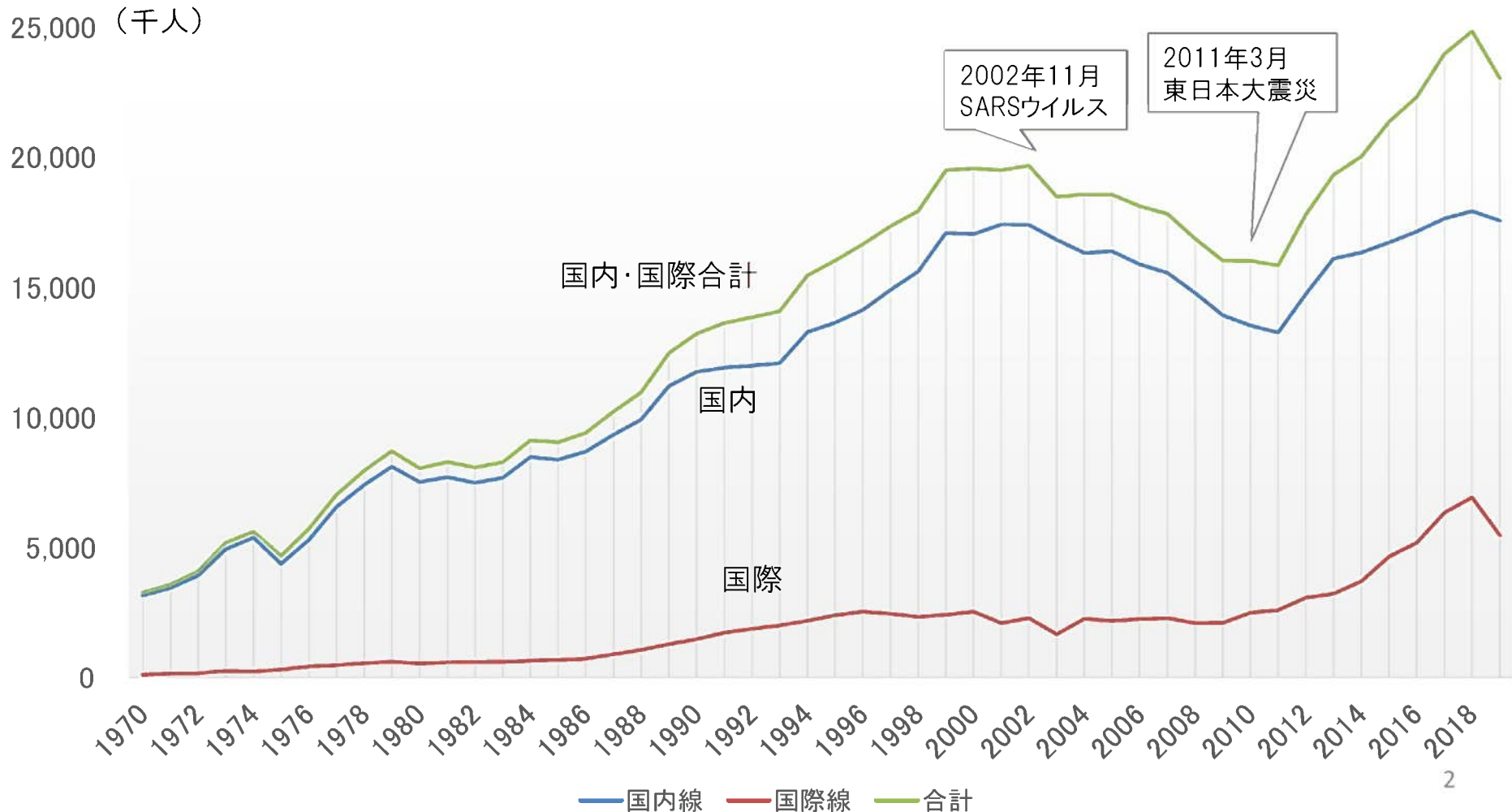
福岡空港の取組み



2020年10月1日

過去30年の旅客数の推移(国内・国際・全体)

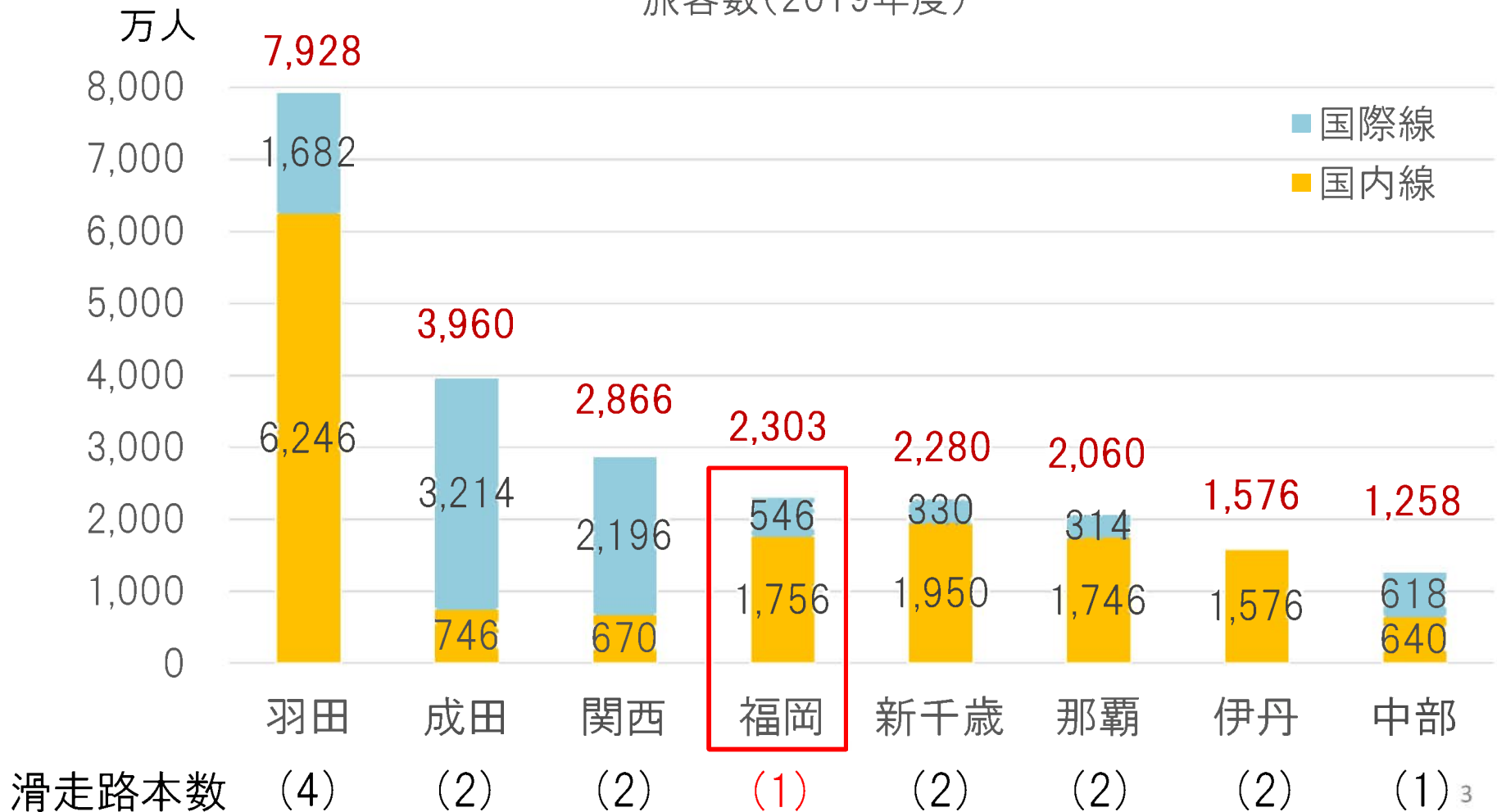
- 2000年以降、同時多発テロ(2001年)、SARS(2002年)の発生などにより、国内線旅客は減少に転じた。
- 一方、2010年以降はLCCの台頭によって、国内線・国際線旅客は増加。



福岡空港と国内主要空港の旅客数比較

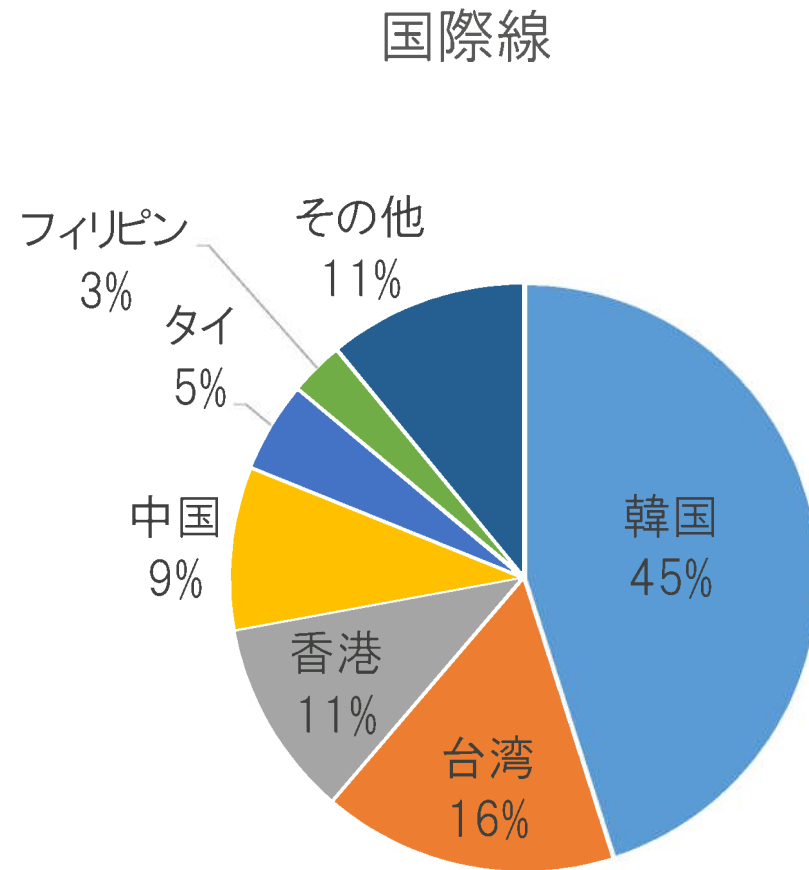
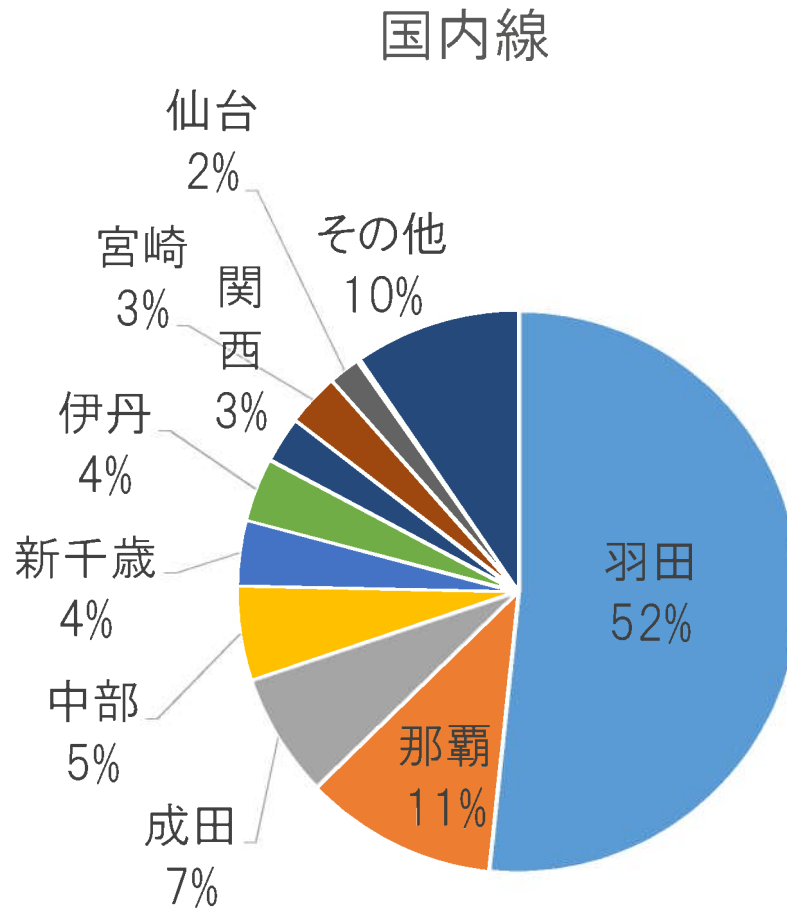
- 日本の空港で4番目の旅客数規模
- 滑走路1本の空港としては日本一の旅客数規模

旅客数(2019年度)

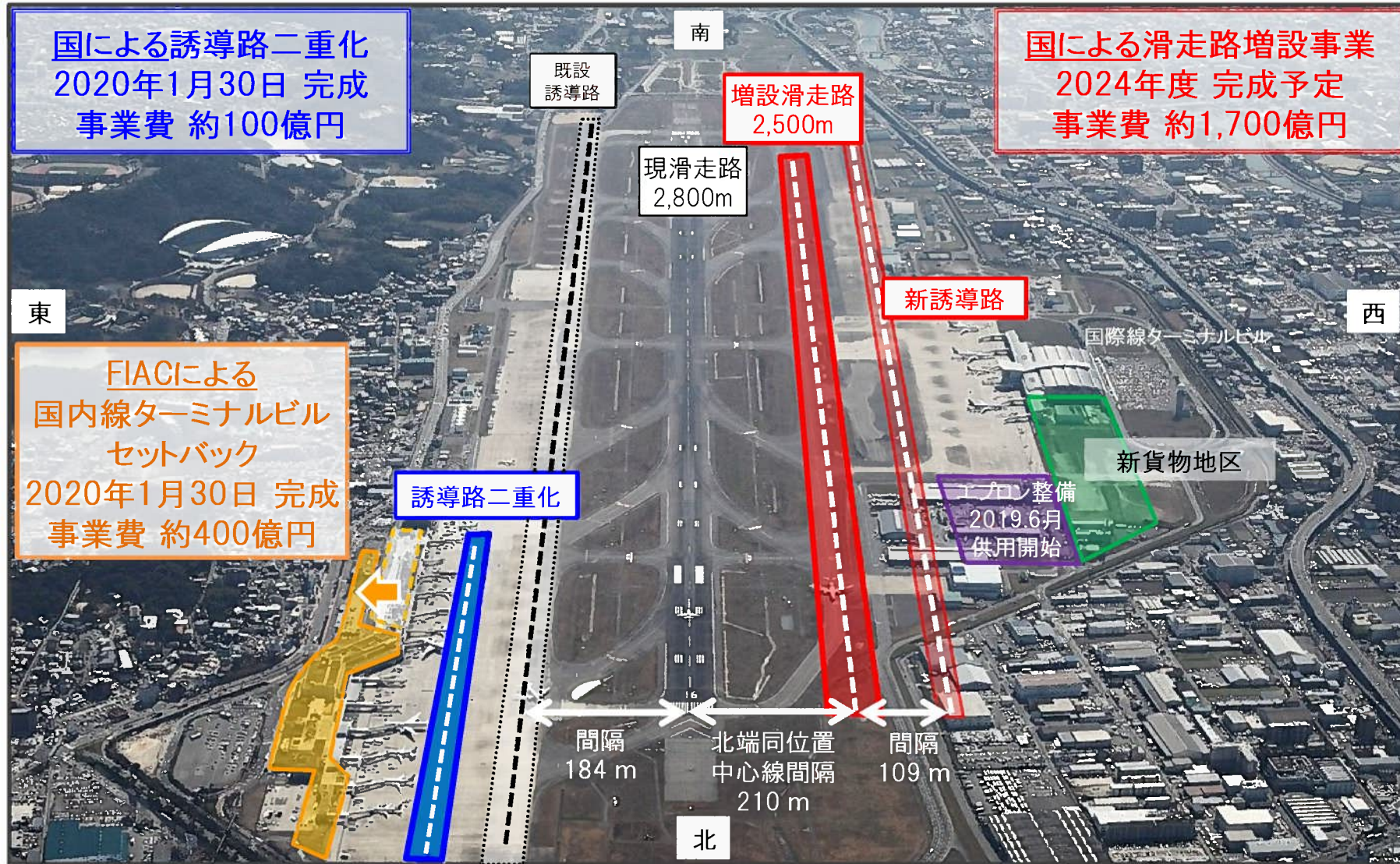


2019年度旅客数 路線別構成比

- 国内線は、羽田路線が半数以上を占める
- 国際線は、韓国・台湾・香港・中国で約8割を占める



「誘導路二重化」及び「滑走路増設事業」(概略図)



国内線/国際線—旅客数の状況



FUKUOKA INTERNATIONAL AIRPORT CO.,LTD.

- 新型コロナウイルスの影響は甚大であり、国内線は対前年30%前後、国際線は対前年0%

■国内線旅客数(月次)

(単位:千人)

年	1～3月計	4～6月計	7月計	8月計	7～8月計
2020年	3,755	679	548	522	1,070
2019年	4,470	4,382	1,524	1,628	3,152
増減	△715	△3,703	△976	△1,106	△2,082
前年比	84%	15%	36%	32%	34%

■国際線旅客数(月次)

(単位:千人)

年	1～3月計	4～6月計	7月計	8月計	7～8月計
2020年	867	0.8	0.8	0.9	1.7
2019年	1,796	1,706	531	507	1,038
増減	△929	△1,705	△530	△506	△1,036
前年比	48%	0%	0%	0%	0%

	1～3月計	4～6月計	7～8月計
内際計	△1,644	△5,408	△3,118

- ターミナル館内の手すり(動く歩道/エスカレーター)やトイレ、授乳室等の消毒を実施
- ターミナル各所にアルコール消毒液を設置
- お客様同士の間隔確保のため、床面へのマーキング、椅子やテーブルの一部を使用禁止
- チェックインカウンター、案内所、店舗レジなどに飛沫防止のためのシートを設置

- 国土交通省に対し、運営権対価の減額、支払時期の繰り延べなどの支援を要請

※福岡県、福岡市からも同様の要望書を提出いただいた



- 国土交通省は令和2年5月、11月の支払い分を今年度末まで猶予

【福岡県】

○出資に伴う合意事項

- ・ トップ会談(原則年1回)
- ・ 事務レベル協議(最大年4回) 県の空港、観光、国際等との協議

【福岡市】

○福岡市・福岡国際空港株式会社 パートナーシップ協定書

- ・ 福岡市・福岡国際空港株式会社協議会(年1回)
- ・ 福岡市・福岡国際空港株式会社協議会幹事会(必要に応じ)

【福岡空港利活用推進協議会(事務局:福岡商工会議所)】

- ・ 地元経済界、エアライン、福岡県、福岡市等

1. 契約の目的

国及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定める

2. 契約日

平成30年8月1日

3. 契約期間

当初30年(不可抗力等による延長5年以内)

4. 事業内容

(1) 空港運営事業

(2) ビル施設等事業

※国が北九州空港の運営を民間事業者に委託しようとする場合に、運営権者が当該空港の運営に係る公募に参加し、その結果選定された際には、当該運営を行うことについては、国は、特段の事情が無い限り、本項の承認を行うものとする

実施契約書上のリスク分担、緊急事態等対応



FUKUOKA INTERNATIONAL AIRPORT CO.,LTD.

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。

(リスク分担の原則)

第44条 国は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者及びビル施設事業者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

2 次項の場合及び本契約で別途定める場合を除き、運営権者及びビル施設事業者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者及びビル施設事業者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が負担し、国はこれについて何らの責任も負担しない。

(緊急事態等対応)

第53条 国又は運営権者は、緊急事態が発生したと判断する事態が生じた場合には、直ちに相手方当事者に対し通知するものとする。国及び運営権者は、かかる通知を受けた場合、当該状況を可及的速やかに解消すべく可能な限り努力するものとする。

2 国は、前項の通知を受け取り又は自己で該当する事態の発生を認識した場合その他PFI法第29条第1項に定める事由が生じたと判断したときは、同法第29条第2項に基づく聴聞を行った上で、同条第1項に基づき、国の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、国は、当該停止した空港運営事業を自ら行うことができ、また、運営権者及びビル施設事業者に対して国による当該空港運営事業の実施について協力(運営権者又はビル施設事業者が所有する資産についての国による一時的使用、締結している契約についての国による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。)を要請することができ、運営権者及びビル施設事業者はこれに協力しなければならない。なお、運営権の行使が停止された場合であっても、別途合意のない限り、運営権対価及び収益連動負担金の支払債務は減免されず、運営権者は、運営権対価及び収益連動負担金を第22条及び第22条の2に従い支払うものとする。